

第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政府関係機関の地方移転の記載

本論 第２期における地方創生

第２章 第２期における施策の方向性

【基本目標２】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

２－１ 地方への移住・定着の推進

(１) 地方移住の推進

②地方移転の推進

i 政府関係機関の地方移転

(a)中央省庁の地方移転については、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。）及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「今後の取組」という。）に基づき、文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁について着実な取組を進める。

・文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化を図るとともに、職員の住環境の確保や家族に対する教育・保育等を含めた福利厚生への適切な配慮等、円滑な移転に向けた準備を着実に進める。

・消費者庁については、2020 年度に徳島県における恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を発足させ、モデルプロジェクト・政策研究等の推進により、消費者行政を更に進化させるとともに地方創生への貢献も目指す。

(b)研究機関・研修機関等（23 機関 50 件）の地方移転については、移転基本方針及び今後の取組に基づき、関係者間で共同して作成し 2017 年 4 月に公表し、具体的な展開を明確にした 5 年から 10 年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。こうした取組の成果について新たな展開を図るとともに、必要に応じて地方創生推進交付金や地方大学の振興などの施策を通じて支援していく。

(c)政府関係機関の地方移転の取組については、有識者からの意見も考慮しつつ、政府においてフォローアップを引き続き進めるとともに、その結果を踏まえ、2023 年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

なお、今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

(d)移転基本方針に規定する、テレビ会議などの ICT を活用した「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」について、当該方針に沿って検討等を進め、必要に応じて政府の様々な取組に反映する。その一環として、働き方改革にも寄与しながら、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討するため、サテライトオフィスを活用して中央省庁の職員が地方で中央における業務の一部を実施できる体制を整える。また、地方移転の後に移転前と遜色なく国の機関としての機能発揮ができるような環境として、省庁間での WEB 会議を可能とするなどのデジタル・ワークスタイルを確立することが必要であり、関係省庁が連携して検討・調整を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣人事局、情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省行政管理局、統計局総務課、文化庁政策課、消費者庁総務課、特許庁総務課、中小企業庁総務課、観光庁総務課、気象庁企画課)